

近畿地方整備局
資料配布

配 布	平成26年6月19日
日 時	14時00分

件 名	7月1日からの出入管理情報システム本格導入に伴い、 トラックドライバーを対象にビジター受付所を阪神港に開設 ～PSカードをお持ちでない方は、ビジター受付所での事前手続きをお願いします～
-----	--

概 要	<p>近畿地方整備局では、国際コンテナ戦略港湾阪神港における高水準なセキュリティー機能と効率的な国際物流機能の両立を実現するため、出入管理情報システムの導入を推進しています。</p> <p>7月1日（火）からの出入管理情報システムの本格導入に伴い、PSカードをお持ちでないトラックドライバーを対象としたビジター受付所を開設します。</p> <p>○ビジター受付所 概要</p> <p>7月1日（火）から、PSカードをお持ちでないトラックドライバーの方は、事前にビジター受付所で手続きを行った後にコンテナターミナルでの入場手続きを行って頂く事になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設時期：平成26年7月1日（火）～ ・ 場 所：【神戸】神戸市灘区摩耶埠頭2番11号 ㈱栄興 内 【大阪】大阪市此花区夢洲1丁目 大阪港シャシ管理運営協会 管理シャシプール内 ・ 開設時間：月曜日～金曜日 8：00～17：00 土曜日 8：00～12：00 日曜日・祝日 休業
-----	--

取り扱い	平成26年6月23日 14時00分 解禁
------	----------------------

配布場所	近畿建設記者クラブ 神戸海運記者クラブ 大手前記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ 神戸経済記者クラブ 和歌山県政記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ 和歌山地方新聞記者クラブ 陸運記者会（トラック部会）
------	---

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 港湾空港部港湾物流企画室 TEL (078) 391-3102 港湾物流企画室長 中藤 智徳 港湾物流企画室課長補佐 河崎 尚弘
------	--

○阪神港で出入管理情報システムビジター受付所を開設

近畿地方整備局では、阪神港(大阪港・神戸港)における高水準なセキュリティ機能と効率的な国際物流機能の両立を実現するため、出入管理情報システムの導入を推進しています。

当該システムについては、平成26年2月24日～3月11日、5月19日～6月30日の試行運転を経て、7月1日から本格運転がスタートします。

本格運転に際し、PSカード非所持者の手続きによる渋滞を発生させないために、ビジター受付所を開設し、コンテナターミナルに入場に必要手続きを事前に行います。

なお、ビジター受付所での手続きが必要となるコンテナターミナルは、下記のとおりです。

同システムの概要は、別紙1を御参照下さい。

ターミナル名（別紙2参照）	
大阪港	C1～4、C6、7、C8、C9、C10～12、KF
神戸港	PC13、PC14、PC15～17、PC18、RC2、RC4、5、RC6、7

7月1日以降、神戸港・大阪港の上記コンテナターミナルに入場されるトラックドライバーの方はPSカードをご持参下さい。

PSカードをお持ちでない方は、**ビジター受付所**で**事前に手続き**を行って下さい。

ビジター受付所では、御持参頂いた必要書類により、**所属先の確認等**を行った上で、受付証を発行します。その受付証を御持参の上、コンテナターミナルでの入場手続きを行って下さい。

ビジター受付所での手続きの詳細は別紙3、4をご参照下さい。

出入管理情報システム／PS（Port Security）カードとは

国による立入検査等にて判明した出入管理強化の必要性や海外港湾における高度な出入管理の実施状況等を踏まえて、ゲートにおける3点確認（本人・所属・立入目的の確認）の100%実施を平成22年3月30日付告示により義務化。物流性も勘案し、3点確認を确实かつ円滑に実施するための出入管理情報システムの導入を推進。

出入管理情報システム

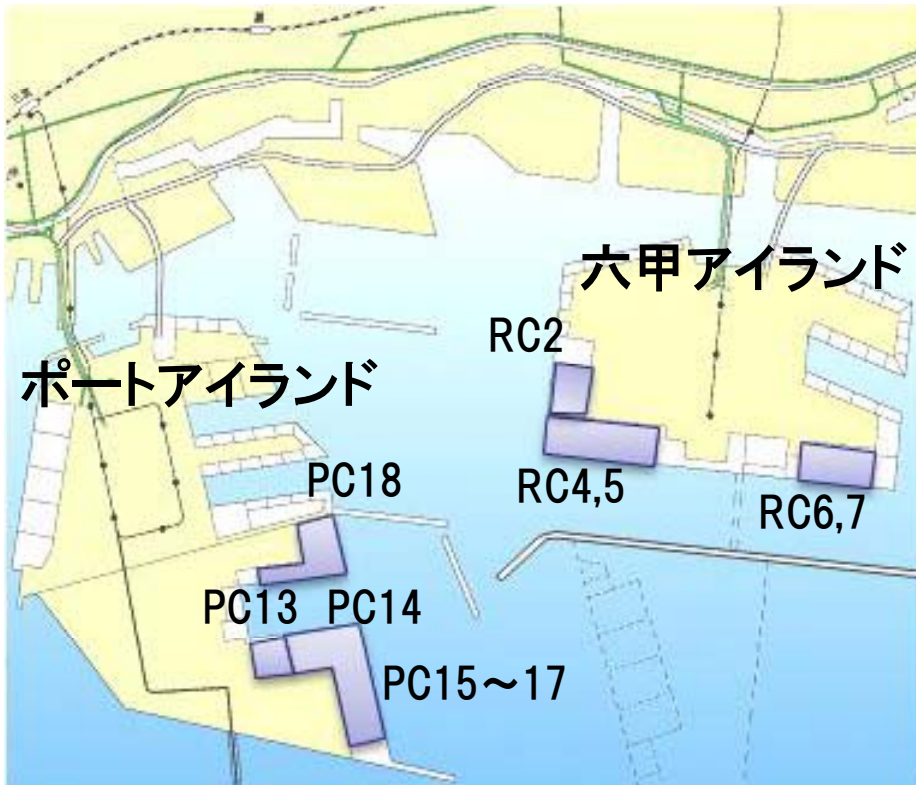
- リーダー筐体等のカードリーダーでPS（Port Security）カードを読み取ること等により、制限区域への人の出入りを确实かつ円滑に管理するシステム。
- 国がトラックドライバー等に対して、全国共通の身分証明書であるPSカードを発行するとともに、主要港のコンテナターミナルにおいて、リーダー筐体、リーダー管理用パソコン等からなる出入管理情報システム導入し、3点確認（本人・所属・立入目的の確認）を确实かつ円滑に実施する。

PSカード

- 国が発行する出入管理情報システムの一環として不可欠となる全国共通の身分証明書
- 高度に偽造防止対策が施され、本人確認が容易な写真付きのIDカード（ICチップを内蔵し、識別番号、暗号鍵等を格納）
- 現在、PSカード発行に係る申請書の配布・受付を実施中。
- PSカードの申請については、右記URLをご参照ください。http://www.mlit.go.jp/kowan/ps_card.html

●各コンテナターミナル位置図

神戸港



大阪港



お知らせ

PSカードをお持ちでないトラックドライバーの皆様へ

PSカードをお持ちでない方は、**平成26年7月1日**から、**阪神港コンテナターミナルへ直接入場出来なくなります。**

PSカードをお持ちでない方は、「**ビジター受付所**」(裏面参照)で事前に手続きを行い、「**受付証**」を受領した後、ターミナルで入場手続きを行って下さい。

「**受付証**」発行には、以下に示す①～④の書類が必要となりますので、申請の際には**ビジター受付所**にご持参下さい。

- ①本人を確認出来る書類(運転免許証)
- ②来訪目的を確認出来る書類
 - ・搬入票、送り状、搬出票、EIR等(但し、搬出・搬入先のターミナル名が記載されているもの)
- ③事業所との雇用関係を証明できる書類(下表のとおり)
- ④事業所の存在を確認出来る書類(下表のとおり)

事業所との雇用関係を証明できる書類の種類	事業所の存在を確認できる書類の種類
・「個人名」「所属会社名」の記載及び会社押印のある搬出入票 ・健康保険証(但し、事業所との雇用関係を証明出来るものに限る。) ・雇用証明書(発行日が3ヶ月以内のもので代表印押印のもの)(但し、代表印の印鑑登録証明書の写しを添付) ・社員証(有効期限内のもので代表印押印のもの)(但し、代表印の印鑑登録証明書の写しを添付) ・給与明細書(直近3ヶ月分まで代表印押印のもの)(但し、代表印の印鑑登録証明書の写しを添付) ※上記の内、いずれか1枚	・事業許可証の写し ・所属登記簿謄本の写し ・代表印の印鑑登録証明書の写し ・車検証(但し、事業所の存在を確認出来るものに限る。) ※上記の内、いずれか1枚
・雇用保険等公的機関が発行する所属会社名入りの書類の写し	

●申請に当たっての留意点

- ・必要事項(日時、氏名、所属事業所名、所属事業所電話番号、入場希望ターミナル名、入場目的)を記入した**申請様式2部**を「**ビジター受付所**」に提出して下さい。
- ・**コンテナ搬出入1個に対して、申請が1回必要となります。**
- ・1度に**複数の申請が可能**です。
- ・申請様式(ビジター受付所での手続き用)はHP(下記URL参照)又は、ビジター受付所で入手出来ます。
(<http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/information/portsecurity.html>)

●受付証の有効期間及び利用可能範囲

受付証の有効期限は**発行日**とその**翌日の2日間**で、大阪港と神戸港の**いずれのターミナルでも有効**です。

●ビジター受付所の運営時間

平日	8:00～17:00
土曜日	8:00～12:00
日・祝日	休業

●対象ターミナル

- ・神戸港: PC13、PC14、PC15～17、PC18、RC2、RC4,5、RC6,7
- ・大阪港: C1～4、C6,7、C8、C9、C10～12、KF

●ビジター受付所の場所(平成26年7月1日(火)より開設致します。)

神戸港

阪神港海上コンテナ事業協同組合(TEL:078-805-1716)
神戸市灘区摩耶埠頭2番11号(「株式会社 栄興」内)



大阪港

阪神港海上コンテナ事業協同組合(TEL:06-6685-1212)
大阪市此花区夢洲東1丁目(「大阪港シャーシ管理運営協会」管理シャーシプール内)



※PSカードを申請中で「PSカード申請証明書」をお持ちの方は、ご持参の上、直接ターミナルに向かって下さい。

【お問い合わせ先】 近畿地方整備局 港湾物流企画室

〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地 TEL078-391-3102

近畿地方整備局 PSカード窓口

〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地 TEL078-391-7360